

鹿児島県地球温暖化対策推進条例に
定める「温室効果ガス排出量削減計画書」・
「実施状況報告書」等作成マニュアル

令和 7 年 5 月

鹿児島県環境林務部環境林務課
地球温暖化対策室

目 次

1 「温室効果ガス排出量削減計画書」及び「実施状況報告書」等の提出が必要な事業者について	1
2 エネルギー使用量の算定について	2
3 温室効果ガス排出量削減計画書について	3
(1) 今年度提出が必要な事業者	3
(2) 提出書類	3
(3) 提出書類の作成方法	3
4 実施状況報告書について	7
(1) 今年度提出が必要な事業者	7
(2) 提出書類	7
(3) 提出書類の作成方法	7
5 温室効果ガス排出量削減計画の変更について	9
(1) 提出書類	9
(2) 提出書類の作成方法	9
6 温室効果ガス排出量削減計画の廃止届について	9
(1) 提出書類	10
(2) 提出書類の作成方法	10
7 公表について	10

このマニュアルは、鹿児島県地球温暖化対策推進条例（平成 22 年鹿児島県条例第 16 号。以下「条例」という。）第 14 条及び第 15 条に規定する「温室効果ガス排出量削減計画書」及び「実施状況報告書」等の作成方法について説明したものです。

はじめに

- ① 令和 6 年度に下記の 1 の(1)から(3)に該当することとなった事業者は、令和 7 年 7 月末日までに「温室効果ガス排出量削減計画書」の提出が必要です。
- ② 過去に提出した「温室効果ガス排出量削減計画書」の計画期間が令和 6 年度に満了した事業者で、引き続き下記の 1 の(1)から(3)に該当する場合は、新たに「温室効果ガス排出量削減計画書」を令和 7 年 7 月末日までに提出してください。なお、この場合、令和 6 年度分の「実施状況報告書」の提出も必要です。
- ③ 過去に提出した「温室効果ガス排出量削減計画書」の計画期間内である事業所は、令和 6 年度分の「実施状況報告書」を令和 7 年 7 月末日までに提出してください。
- ④ 令和 6 年度分の原油換算エネルギー使用量の計算においては、エネルギー種別熱量換算係数を使用してください。

1 「温室効果ガス排出量削減計画書」及び「実施状況報告書」等の提出が必要な事業者について

条例第 14 条第 1 項の規定により温室効果ガス排出量削減計画を提出する必要がある（鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則（以下「規則」という。）第 5 条の各号に定める）事業者（「以下「特定事業者」という。）は、以下のとおりです。

- (1) 県内に設置しているすべての事業所（連鎖化事業を行う者（フランチャイズ事業者）の場合、その加盟者が当該連鎖化事業に係る事務所として設置しているものを含む。）の前年度（今回は令和 6 年度が対象）における原油換算エネルギー使用量が 1,500 キロリットル以上の事業者
- (2) 道路運送法第 2 条第 2 項に規定する自動車運送事業を行う者で使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の前年度の末日（今回は令和 7 年 3 月 31 日）における総数が、次の①から③に掲げる要件のいずれかに該当する事業者
 - ① トラック（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。））の台数が 100 台以上であること。
 - ② バス（道路運送法第 3 条第 1 号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車）の台数が 100 台以上であること。
 - ③ タクシー（道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車）の台数が 230 台以上であること。
- (3) フェリー（海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 3 項に規定する定期航路事業を行う者であって、船舶法（明治 32 年法律第 46 号）第 4 条の船籍港を県内に定め、航路の起点、寄港地及び終点のいずれかを県内の港とする船舶）の前年度の末日（今回は令和 7 年 3 月 31 日）における合計総トン数が 10,000 トン以上である事業者

2 エネルギー使用量の算定について

(1) 対象範囲

対象となる温室効果ガスは、エネルギー起源二酸化炭素です。

① 1の(1)に該当する事業者

県内に設置する事業所（本社、工場、営業所、事務所、出張所、研究所、店舗、倉庫などの無人施設、福利厚生施設など全てが含まれます。連鎖化事業を行う者（フランチャイズ事業者）の場合は、その連鎖化事業に加盟する者が設置している当該連鎖化事業に係る事務所として設置しているものを含みます。）において使用されたすべてのエネルギーを原油換算します。なお、営業車等の自家用自動車に係るエネルギーは対象外です。

- ・ 県内に複数の工場等があり、原油換算エネルギー使用量の合計が1,500キロリットル以上の場合は、本社の代表者が提出義務者（とりまとめ）となります。県外に本社がある場合も同様です。
- ・ 上記にかかわらず、委任することにより、本社に代わって県内のいずれかの工場から提出していただくことができます。

※ テナントビルの場合

- ・ 基本的には、オーナーは、テナントがエネルギー管理権原を有している設備以外のエネルギー使用量について届け出る必要があります。
- ・ 一方、テナントは、エネルギー管理権原の有無に関わらず、テナント専用部にかかるすべてのエネルギー使用量（テナントがエネルギー管理権原を有する設備、オーナーがエネルギー管理権原を有する空調・照明など）をすべて届け出る必要があります。
- ・ 「エネルギー管理権原を有している」とは、①設備の設置・更新権限を有し、かつ、②当該設備のエネルギー使用量が計量器等により特定できる状態にあることをいいます。

② 1の(2),(3)に該当する事業者

対象となった自動車若しくはフェリーの走行に係るエネルギー使用量を対象とします。事務所等におけるエネルギー使用量は対象としません。

(2) 算定対象となる期間

温室効果ガス排出量削減計画書を提出する年度の前年度の4月1日から3月31日まで（今回は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

(3) 算定の方法

「温室効果ガス排出量計算表」（別表1）を使用して燃料、熱及び電気ごとに事業所の年間（4月1日から3月31日まで）の使用量を集計してください。

県のホームページにおいて別表1の計算表をダウンロードできます。

3 温室効果ガス排出量削減計画書について

(1) 今年度提出が必要な事業者

- ① 令和6年度に1の(1)から(3)に該当することとなった事業者
- ② 過去に提出した「温室効果ガス排出量削減計画書」の計画期間が令和6年度に満了した事業者で、引き続き1の(1)から(3)に該当する事業者

(2) 提出書類

- (ア) 温室効果ガス排出量削減計画書（規則第6条第2項 [別記第1号様式]）
- (イ) 基準年度（令和6年度）の温室効果ガス排出量内訳書（規則第6条第2項 [別記第2号様式]）
- (ウ) 目標年度（計画期間を3箇年度から5箇年度で任意に設定）の温室効果ガス排出量内訳書（規則第6条第2項 [別記第2号様式]）
- (エ) 基準年度及び目標年度の温室効果ガス排出量計算表（別表1）
（規則には規定されていませんが提出をお願いします。）

※(ア)～(エ)が一体となった簡易作成シートを県のホームページに公表してありますので作成の際にご活用ください。

(3) 提出書類の作成方法

(ア) 温室効果ガス排出量削減計画書

- ① 提出者の「住所」・「氏名」の欄は、県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）を記入してください。
なお、法人の代表者以外の者（本県が県外の事業所等で、支店、営業所、工場等を県内に有する場合など）が提出する場合は、委任状（任意様式）などその法人の代表者の委任がわかる書類を計画書に添付し、住所欄には委任を受けた者が所属する事業所の所在地を、氏名欄には受任者の事業所名、役職名及び氏名を記入し、提出することができます。（委任状は、最初の温室効果ガス排出量削減計画書を提出していただく際に提出していただければ結構です。）
- ② 「主たる業種」の欄は、統計法第28条第1項の規定に基づき、同法第2条第9項に規定する統計基準として定められた「日本標準産業分類の中分類」（別表2）により該当する業種を記入してください。
- ③ 「計画期間」の欄は、規則第6条第1項に定める3箇年度から5箇年度までの間で事業者自らが設定して記入してください。計画書を提出する年度も含みます。
なお、年度は4月1日から3月31日までが1年度となります。
- ④ 温室効果ガスの「基準年度排出量」の欄は、計画期間の初年度の前年度の排出量となります。令和7年度に提出する場合は、令和6年度が基準年度となります。
- ⑤ 「目標削減率」の欄は、排出量ベース又は原単位ベースのどちらかを選択し、原単位ベースを選択した場合、原単位に使用した指標（温室効果ガス排出量の削減に係る取組等が適正に反映されると考えられるもの。生産数量、延べ床面積等）や設定に係る考え方、基準年度及び目標年度の原単位の数値等を記入してください。（「原単位」とは、エネルギーの使用量から「温室効果ガス排出量内訳書」に記載する販売した副生エネルギーの量を減じた量を生産数量又は延べ床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値で除した値をいいます。）

- ⑥ 「目標を達成するための基本方針」の欄は、計画期間を通して事業者が定める省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入、目標設定の考え方など事業活動における地球温暖化対策に関する考え方を記入してください。
- ⑦ 「基本方針に基づき講ずる措置」の欄は、事業活動において実施可能な地球温暖化対策を検討し、実際に講じる措置を簡潔に記入してください。
- ⑧ 「森林吸収源対策等の実施による温室効果ガスの削減量等」の欄で、「森林の整備」の欄には条例第 20 条の規定による温室効果ガスの吸収の量の認証(かごしまCO₂吸収量の認証)又は国が実施する「J-クレジット制度の認証を受ける予定の数値を、また、「再生可能エネルギーの利用」の欄には再生可能エネルギー導入による売電量、熱供給量、購入量を、「その他」の欄にはかごしまエコファンド制度及びJ-クレジット制度を活用したカーボン・オフセットの取組や木質バイオマス利用等によるCO₂排出削減量を記入してください。
- ⑨ 「差引排出量」の欄で、「基準年度」及び「目標年度」の欄には、各年度の排出量から吸収量及び削減量の合計値を減じた数値を記入し、「削減率」の欄には基準年度排出量から目標年度差引排出量を減じた数値を基準年度排出量で除して得られた値をパーセントで記入してください。

- ・ かごしまエコファンド制度とは、事業者、県民などの自発的な温室効果ガスの排出削減を促進するため、県内における事業活動や社会活動において発生する温室効果ガスのうち、自ら削減できない排出量について、森林整備による二酸化炭素吸収量で埋め合わせを行うカーボン・オフセットの取組を促進する制度です。
- ・ J-クレジット制度とは、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度です。

- ⑩ 「特記事項」の欄には、「基本方針に基づき講ずる措置」の欄及び「その他事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等に関する事項」の欄に記載した内容以外で、地球温暖化対策として取り組むこと又は計画期間前に取り組んできたことを記入してください。

- ・ 目標達成のためには、省エネ設備への更新等が最も効果的ですが、更新のためには投資が必要であり、将来的には不確定な面もありますので、記載に当たっては、会社内で一定の意思決定を行い、その時点の計画として記載してください。経済情勢等により、計画が変更となった場合は、再度温室効果ガス排出量削減計画書を提出することができます。
- ・ 削減目標については、あくまで事業者自らが自主的に設定するものです。

排出量は、県地球温暖化対策実行計画の削減目標である 2030 年度に 2013 年度比で 46%削減や部門別削減目標（産業部門は 45%、業務その他部門は 51%、運輸部門は 26%の削減）が目安となります。また、エネルギー消費量はエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」という。）で示されている年 1 %程度削減が目安となります。

- ・ 目標削減率の設定を計画期間の途中で「排出量ベース」から「原単位ベース」（又はその逆）に変更したい場合は、再度温室効果ガス排出量削減計画書を提出してください。
- ・ 記入する数値については、内訳書に記載するエネルギー使用量、計画書に記載する温室効果ガス排出量、整備面積、売電量、熱供給量、購入量は整数値で、目標削減率は小数第 1 位まで記入してください。

- ・ 非化石証書を購入している場合は「非化石証書の量×全国平均係数×補正率」で算出した量を「その他」の欄に記載し、計算に用いた非化石証書の量、全国平均係数及び補正率を「特記事項」の欄に記載してください。電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を上限に記載することができます。

なお、全国平均係数及び補正率は電気事業者別排出係数一覧とともに公表される最新のものをういてください。

(イ) 基準年度（令和 6 年度）の温室効果ガス排出量内訳書

- ① 事業者としての合計値を記載した温室効果ガス排出量内訳書のほか、基準年度において、1 事業所における原油換算エネルギー使用量が 1,500 キロリットル以上である事業所を有する場合は、別途その事業所ごとに内訳書を作成してください。
その場合、「事業所の名称」の欄に、事業者としての合計値を記載したものか、原油換算エネルギー使用量が 1,500 キロリットル以上の事業所のものか分かるように記載してください。（例：(株)〇〇〇（全体）、(株)〇〇〇（〇〇工場））
- ② 「事業所の主たる用途」の欄は、該当するものを選択し、□にレ印を付けてください。
- ③ 「提出書類の区分」の欄は、「温室効果ガス排出量削減計画書」の□にレ印を付けてください。
- ④ 「記載年度の区分」の欄は、「基準年度」の□にレ印を付け、括弧の中に計画期間の初年度の前年度（今年度は R6 又は 2024）を記入してください。
- ⑤ 「エネルギーの使用量等」の欄は、基準年度におけるエネルギーの使用量の数値と熱量を「使用量」の欄に、また、自らの生産に寄与しないエネルギーがあり販売している場合は「販売した副生エネルギーの量」の欄に数量と熱量を記入してください。
（「使用量」の欄は、「温室効果ガス排出量計算表」（別表 1）の使用量及び熱量の数値を転記してください。）
- ⑥ 「原油換算 kJ」の欄は、「温室効果ガス排出量計算表」（別表 1）の「原油換算エネルギー使用量」の数値を転記してください。
- ⑦ 「二酸化炭素換算 t」の欄は「温室効果ガス排出量計算表」（別表 1）の「CO₂ 量合計」の数値を転記してください。
- ⑧ 「自動車の年度末における総数」の欄は、基準年度の台数を、規則第 5 条第 2 号に該当する特定事業者（1 の(2)）のみ記入してください。
- ⑨ 「船舶の年度末における合計総トン数」の欄は、基準年度の総トン数を、規則第 5 条第 3 号に該当する特定事業者（1 の(3)）のみ記入してください。

※ この内訳書は、「エネルギーの使用量等」の欄への記載に代えて、省エネ法施行規則第 17 条に規定する報告書のうち該当する箇所の写しを添付して提出することができます。

(例1) 県内に3工場あり、各々1,500キロリットル、1,500キロリットル、1,000キロリットルの場合の内訳書の枚数は、全体計が1枚、1,500キロリットルの工場分が各々1枚の計3枚となります。

(例2) 小規模な事務所の取扱いについて

- ・ 小規模な事業所の考え方は省エネ法と同様で、エネルギー使用量 15kl/年未満であり、かつ総エネルギー使用量の1%未満の工場等については、最初にエネルギー使用量を報告する際に用いた値と同じ値を、その年度のエネルギー使用量として報告することができます。

(例3) 工事現場や社宅などについて

- ・ 工事現場など継続的に事業活動が行われているとはいえないものについては、算定の対象外となります。また、社宅、社員寮も算定の対象外です。
- ・ 一方、社員食堂、研修所、保養所など社員の「福利厚生」に供している施設は算定の対象となります。

以上は、目標年度の「温室効果ガス排出量内訳書」も同様です。

(ウ) 目標年度（計画期間を3年から5年度で任意に設定）の温室効果ガス排出量内訳書

① 設定した削減目標の根拠として、温室効果ガス排出量の内訳を記載します。

事業者としての合計値を記載した温室効果ガス排出量内訳書のほか、目標年度において、1事業所における原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットル以上である事業所を有する場合は、別途その事業所ごとに内訳書を作成してください。

その場合、「事業所の名称」の欄に、事業者としての合計値を記載したものか、エネルギー使用量が1,500キロリットル以上の事業所のものか分かるように記載してください。（例：(株)〇〇〇（全体）、(株)〇〇〇（〇〇工場））

② 「事業所の主たる用途」の欄は、該当するものを選択し、□にレ印を付けてください。

③ 「提出書類の区分」の欄は、「温室効果ガス排出量削減計画書」の□にレ印を付けてください。

④ 「記載年度の区分」の欄は、「目標年度」の□にレ印を付け、括弧の中に計画期間の最終年度を記入してください。

⑤ 「エネルギーの使用量等」の欄は、目標年度におけるエネルギーの使用量の数値と熱量を「使用量」の欄に、また、自らの生産に寄与しないエネルギーがあり販売する場合は「販売した副生エネルギーの量」の欄に数量と熱量を記入してください。

（「使用量」の欄は、「温室効果ガス排出量計算表」（別表1）の使用量及び熱量の数値を転記してください。）

⑥ 「原油換算kl」の欄は、「温室効果ガス排出量計算表」（別表1）の「原油換算エネルギー使用量」の数値を転記してください。

⑦ 「二酸化炭素換算t」の欄は「温室効果ガス排出量計算表」（別表1）の「CO₂量合計」の数値を転記してください。

⑧ 「自動車の年度末における総数」の欄は、目標年度に見込まれる台数を、規則第5条第2号に該当する特定事業者（1の(2)）のみ記入してください。

⑨ 「船舶の年度末における合計総トン数」の欄は、目標年度に見込まれる総トン数を、規則第5条第3号に該当する特定事業者（1の(3)）のみ記入してください。

(イ) 温室効果ガス排出量計算表（別表1）

エネルギーの使用量及び温室効果ガス排出量等を確認するための資料として、温室効果ガス排出量内訳書（別記第2号様式）を記載するのに用いたそれぞれの温室効果ガス排出量計算表（別表1）も添付してください。

4 実施状況報告書について

(1) 今年度提出が必要な事業者

過去に提出した「温室効果ガス排出量削減計画書」の計画期間内である事業者（令和6年度に計画期間が満了した事業者を含みます。）

(2) 提出書類

(7) 実施状況報告書（規則第7条第1項 [別記第4号様式]）

(4) 報告対象年度（令和6年度）の温室効果ガス排出量内訳書（規則第7条第1項 [別記第2号様式]）

(ウ) 令和6年度の温室効果ガス排出量計算表（別表1）
規則には規定されていませんが提出をお願いします。

**※(7)～(ウ)が一体となった簡易作成シートを県のホームページに公表してありますので
作成の際にご活用ください。**

(3) 提出書類の作成方法

(7) 実施状況報告書

① 提出者の「住所」・「氏名」の欄は、県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）を記入してください。

なお、法人の代表者以外の者（本社が県外の事業所等で、支店、営業所、工場等を県内に有する場合など）が提出する場合は、委任状（任意様式）などその法人の代表者の委任がわかる書類を計画書に添付し、住所欄には委任を受けた者が所属する事業所の所在地を、氏名欄には受任者の事業所名、役職名及び氏名を記入し、提出することができます。（委任状は、最初の温室効果ガス排出量削減計画書を提出していただく際に提出していただければ結構です。）

② 「主たる業種」の欄は、統計法第28条第1項の規定に基づき、同法第2条第9項に規定する統計基準として定められた「日本標準産業分類の中分類」（別表2）により該当する業種を記入してください。

③ 「計画期間」の欄は、直近に県に提出した温室効果ガス排出量削減計画書の「計画期間」を記入してください。

④ 「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び目標達成状況」の欄で、「基準年度」及び「目標年度（計画）」の欄は、温室効果ガス排出量削減計画書から転記してください。「報告対象年度（実績）」の欄は、今年度作成した「温室効果ガス排出量内訳書」（別記第2号様式）の「二酸化炭素換算t」を転記してください。

「削減率」の欄は、県に提出した温室効果ガス排出量削減計画書の「目標削減率」の考え方と同様に、排出量ベース又は原単位ベースのどちらかを選択し、基準年度排出量（又は原単位）と報告対象年度排出量（又は原単位）から算出してください。

また、原単位ベースの場合は、「原単位の考え方」の欄に、原単位に使用した指標（温室効果ガス排出量の削減に係る取組等が適正に反映されると考えられるもの。生産数量、延べ床面積等）や設定に係る考え方、基準年度及び報告対象年度の原単位の数値等を記入してください。

⑤ 「温室効果ガス排出量削減計画に基づく措置の実施状況」の欄は、県に提出した温室効果ガス排出量削減計画書の「基本方針に基づき講ずる措置」の実施状況や進捗状況等について簡潔に記入してください。

- ⑥ 「森林吸収源対策等の実施による温室効果ガスの削減量等」の欄で、「報告対象年度（実績）」の欄は、「森林の整備」の欄には条例第 20 条の規定による温室効果ガスの吸収の量の認証（かごしまCO₂吸収量の認証）又は国が実施するJ-クレジット制度の認証を受ける予定の数値を、また、「再生可能エネルギーの利用」の欄には再生可能エネルギー導入による売電量、熱供給量、購入量を、「その他」の欄にはかごしまエコファンド制度及びJ-クレジット制度を活用したカーボン・オフセットの取組や木質バイオマス利用等によるCO₂排出削減量を記入してください。

また、「基準年度」及び「目標年度（計画）」の欄は、県に提出した温室効果ガス排出量削減計画書の「森林吸収源対策等の実施による温室効果ガスの削減量等」について記載があった場合には転記してください。

- ⑦ 「差引排出量」の欄には、「基準年度」、「報告対象年度」、「目標年度」とも、それぞれの年度の排出量から森林吸収源対策等の実施による温室効果ガスの削減量を差し引いた「差引排出量」を記入し、削減率を算出してください。
- ⑧ 「特記事項」の欄には、「温室効果ガス排出量削減計画に基づく措置の実施状況」に記載した内容以外で、地球温暖化対策のために取り組んだことを記載してください。

(イ) 報告対象年度（令和 6 年度）の温室効果ガス排出量内訳書

- ① 事業者としての合計値を記載した温室効果ガス排出量内訳書のほか、基準年度において、1 事業所における原油換算エネルギー使用量が 1,500 キロリットル以上である事業所を有する場合は、別途その事業所ごとに内訳書を作成してください。
- ② 「事業所の主たる用途」の欄は、該当するものを選択し、□にレ印を付けてください。
- ③ 「提出書類の区分」の欄は、「実施状況報告書」の□にレ印を付けてください。
- ④ 「記載年度の区分」の欄は、「報告年度」の□にレ印を付け、括弧の中に R4 又は 2022 を記入してください。
- ⑤ 「エネルギーの使用量等」の欄は、報告対象年度におけるエネルギーの使用量の数値と熱量を「使用量」の欄に、また、自らの生産に寄与しないエネルギーがあり販売している場合は「販売した副生エネルギーの量」の欄に数量と熱量を記入してください。
- （「使用量」の欄は、「温室効果ガス排出量計算表」（別表 1）の使用量及び熱量の数値を転記してください。）
- ⑥ 「原油換算 kl」の欄は、「温室効果ガス排出量計算表」（別表 1）の「原油換算エネルギー使用量」の数値を転記してください。
- ⑦ 「二酸化炭素換算 t」の欄は「温室効果ガス排出量計算表」（別表 1）の「CO₂量合計」の数値を転記してください。
- ⑧ 「自動車の年度末における総数」の欄は、報告対象年度の台数を、規則第 5 条第 2 号に該当する特定事業者（1 の(2)）のみ記入してください。
- ⑨ 「船舶の年度末における合計総トン数」の欄は、報告対象年度の総トン数を、規則第 5 条第 3 号に該当する特定事業者（1 の(3)）のみ記入してください。

※ この内訳書は、「エネルギーの使用量等」の欄への記載に代えて、省エネ法施行規則第 17 条に規定する報告書のうち該当する箇所の写しを添付して提出することができます。

(例１) 県内に３工場あり、各々1,500 キロリットル、1,500 キロリットル、1,000 キロリットルの場合の内訳書の枚数は、全体計が１枚、1,500 キロリットルの工場分が各々１枚の計３枚となります。

(例２) 小規模な事務所の取扱いについて

- ・ 小規模な事業所の考え方は省エネ法と同様で、エネルギー使用量 15kl/年未満であり、かつ総エネルギー使用量の１％未満の工場等については、最初にエネルギー使用量を報告する際に用いた値と同じ値を、その年度のエネルギー使用量として報告することができます。

(例３) 工事現場や社宅などについて

- ・ 工事現場など継続的に事業活動が行われているとはいえないものについては、算定の対象外となります。また、社宅、社員寮も算定の対象外です。
- ・ 一方、社員食堂、研修所、保養所など社員の「福利厚生」に供している施設は算定の対象となります。

以上は、目標年度の「温室効果ガス排出量内訳書」も同様です。

(ウ) 温室効果ガス排出量計算表（別表１）

エネルギーの使用量及び温室効果ガス排出量等を確認するための資料として、温室効果ガス排出量内訳書（別記第２号様式）を記載するのに用いたそれぞれの温室効果ガス排出量計算表（別表１）も添付してください。

５ 温室効果ガス排出量削減計画の変更について

当初計画した内容に変更があった場合は、条例第１４条６項の規定により、規則第６条第２項に定める「温室効果ガス排出量削減計画書」を提出する必要があります。

ただし、事業活動の規模の変更に伴う温室効果ガスの排出量の変更であって、目標削減率を２０％以内で変更（増加又は減少）する場合については、提出の必要はありません。

また、計画期間の途中で、目標削減率の設定を「排出量ベース」から「原単位ベース」（又はその逆）に変更する場合は、再度、温室効果ガス排出量削減計画書を提出してください。

なお、これら変更に伴い再度提出する温室効果ガス排出量削減計画書の計画期間は、提出する年度を初年度として、新たに３箇年度から５箇年度までの間で設定してください。

(1) 提出書類

「３ 温室効果ガス排出量削減計画書について」の(2) 提出書類と同じです。

(2) 提出書類の作成方法

「３ 温室効果ガス排出量削減計画書について」の(3) 提出書類の作成方法と同じです。

６ 温室効果ガス排出量削減計画廃止届について

事業を廃止した特定事業者、又は計画書の提出後に、事業規模の縮小などにより特定事業者の要件の全てを満たさなくなった特定事業者は、条例第１４条第７項の規定により、規則第６条第５項に定める「温室効果ガス排出量削減計画廃止届」を提出してください。

なお、廃止届を提出した後の実施状況報告書の提出は必要ありません。

(1) 提出書類

- (ア) 温室効果ガス排出量削減計画廃止届（規則第6条第5項 [別記第3号様式]）
- (イ) 対象年度（令和6年度）の温室効果ガス排出量計算表（別表1）

規則には規定されていませんが、エネルギー消費量等を確認するため、提出をお願いします。

(2) 温室効果ガス排出量削減計画廃止届の作成方法

- ① 提出者の「住所」・「氏名」の欄は、県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）を記入してください。

また、法人の代表者以外の者（本社が県外の事業所等で、支店、営業所、工場等を県内に有する場合など）が提出する場合は、その法人の代表者の委任がわかるもの（委任状（任意様式）など）を計画書に添付し、住所欄には委任を受けた者が所属する事業所の所在地を、氏名欄には受任者の事業所名、役職名及び氏名を記入し、提出することができます。

- ② 「廃止の理由」については、その理由を簡潔に記入してください。

7 公表について

提出された計画書、報告書については、その内容を県のホームページ等で公表します。

8 問合せ・提出先について

鹿児島県 環境林務部 環境林務課
地球温暖化対策室 地球温暖化対策係
住所：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
電話：099-286-2586
FAX：099-286-5539
E-mail：epchikyu@pref.kagoshima.lg.jp